

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】【No.】

【内容】

- 〈募 集〉 1 ◆「第7回みまた 🐼 霧島パノラマまらそん」 ボランティアスタッフを募集します
 - ◆町学校給食会では委託職員を募集しています
 - 2 ◆令和5年度の自衛官などの募集を行います
- 〈お知らせ〉 3 ◆令和6年度三股町就学援助希望者の申請を受け付けます
 - 4 ◆11月は児童虐待防止推進月間です~あなたしか 気づいてないかも そのサイン~
 - 5 ◆令和5年秋季全国火災予防運動を実施します
 - ◆家庭用パソコンの宅配便回収サービスの価格が変わります
 - ◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の 全国一斉情報伝達試験(第3回)を実施します
 - 6 ◆上手な洗濯のコツが学べる無料セミナーを開催します
 - ◆12月3日(日)に町内一斉清掃を実施します



◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- ●3歳未満児の「保育料」
- ●町小中学校の「給食費」
- ●高校生までの「医療費」



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、 ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよ う「お声掛け」をお願いします。 三股町長 木佐貫 辰生

【分類】【No.】

【内容】

- 〈お知らせ〉 7 ◆南九州大学市民講座「エバーグリーンセミナー」を開催します
 - ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください
 - 8 ◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう
- 〈相 談〉 9 ◆「こころの健康相談」を実施します
 - ◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています
 - 10 ◆「おもちゃ病院三股」を開設します
 - ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています
 - ◆全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です

◆三股町 LINE 公式アカウントの友だちを 募集しています

町では、令和4年9月から LINE 公式アカウントを運用しています。

さまざまなまちの情報をお届けしていますので、ぜひ友だち 登録をお願いします。



友だち登録は こちらから



町公式サイトは こちらから

募集

◆「第7回みまた **⑥** 霧島パノラマまらそん」 ボランティアスタッフを募集します

本年度も「みまたん霧島パノラマまらそん」を開催します!

過去6回の大会では町内外からたくさんのボランティアの協力をいただき、盛大 に開催することができました。心からお礼申し上げます。

第7回大会も多くの参加者が見込まれますので、大会を支えるボランティアが必要です。大会コンセプトに共感し、一緒に大会を盛り上げてくれる人であれば、年齢は問いませんので、ご協力をお願いします。

応募は、次の申し込み先までご連絡ください。説明会や当日の詳細などは、追って連絡いたします。

■大会コンセプト =

本大会を通じて参加者同士の親睦と融和を図るとともに、走ることができる喜びを共感し、健康維持や、明るい町づくりに寄与することを目的とする。

内 容	大会本部運営・ランナー誘導・給水所運営など		
支 給 品	朝市券・記念品ほか		
募集期間 11月29日(水)まで			
必要事項	○電話・ファクスの場合(必須)住所・氏名・電話番号・年齢・性別(任意)メールアドレス○メールの場合件名:まらそんボランティア募集本文:住所・氏名・電話番号・年齢・性別		
開催日	令和6年1月28日(日) ※雨天決行		
集合・解散 予 定 時 刻 ()集合・・・ 午前6時45分~7時30分 ()解散・・・ 午後1時ごろ ※活動場所で異なります			
会場	町立文化会館スタート・ゴール 本部またはコース		

★お申し込み・お問い合わせは、みまたん霧島パノラマまらそん実行委員会 教育委員会 教育課 スポーツ振興係内

☎:52-9312 FAX:52-9724

e-mail sports@town.mimata.lg.jp にお願いします。

◆町学校給食会では委託職員を募集しています

町学校給食会では町給食センターで働く人を募集しています。 希望する人は町学校給食センターまでお問い合わせください。

■仕事内容=

調理場で、町内7校の小中学校の給食の調理作業に従事します。

■勤務条件=

井小マケロ土日日	午前8時30分~午後5時
勤務時間	(休憩:午後0時15分~1時)
#1 24 [7]	月曜~金曜(週休2日)
勤務日	(休日:祝日・12月29日~1月3日)
募集人員	1人
勤務場所	町立学校給食センター
給 与	月額132,500円
諸手当	期末手当
社会保険	有り
勤務期間	12月1日~令和6年3月31日
	(勤務実績が良好な場合には再度任用あり)
応募条件	調理師の資格を持っている人
応募方法	履歴書(市販のもの)
\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$\\$	面接を行います。面接日などについては、応募者に
選考方法	連絡します。

★お申し込み・お問い合わせは、 三股町立学校給食センター ☎:52-4610にお願いします。



◆令和5年度の自衛官などの募集を行います

自衛隊は、国の平和と独立を守り、国の安全を保つための国防の任務と、災害時の人命救助や生活支援などを行う災害救助の任務に携わります。近年では、海外での平和貢献活動も行っており、自衛隊の活動の重要性がより一層大きくなっています。このように、国民の生命と財産を守り、また、世界平和を推進していくためには、優秀な人材を確保する必要があります。

次の日程で、各種自衛官などの試験を実施します。種目ごとに受付時期や試験日が異なりますのでご確認してください。

募集項目	自衛官候補生	
応募資格	18歳以上33歳未満の人	
受付期間	①11月10日(金)まで	
	②11月11日(土)~令和6年1月9日(火)	
試験期日	筆記試験(WEB 試験)	①11月17日(金)~20日(月)の内1日
		②令和6年1月20日(土)~23日(火)
		①11月23日(木·祝)
	口述試験、身体検査	②令和6年1月28日(日)
試験場所	陸上自衛隊都城駐屯地	

募集項目	一般曹候補生(陸上自衛官、海上自衛官)	
応募資格	18歳以上33歳未満の人	
受付期間	11月30日(木)まで	
試験期日	1次試験(WEB 試験)	12月9日(土)~12日(火)の内1日
試験場所	宮崎地方協力本部(宮崎市)	

募集項目	陸上自衛隊高等工科学校学生(推薦)		
応募資格	男子で中卒(見込み含む)17歳未満の成績優秀かつ		
	生徒会活動などに顕著な実績を修め、学校長が推薦できる人		
受付期間	12月1日(金)まで		
試験期日	1次試験	令和6年1月6日(土)~8日(月・祝)の内1日	
および場所			
試験場所	健軍駐屯地(熊本市内)		

募集項目	陸上自衛隊高等工科学校学生(一般)	
応募資格	男子で中卒(見込み含む)17歳未満の人	
受付期間	令和6年1月5日(金)まで	
試験期日	1 >石=十年全	△和6年1月12日(土).14日(日)の由1日
および場所	1次試験	令和6年1月13日(土)・14日(日)の内1日
試験場所	宮崎地方協力本部(宮崎市)	





★お問い合わせは、

自衛隊宮崎地方協力本部 都城地域事務所(陸上自衛隊都城駐屯地内)

☎:23-3944にお願いします。

◆令和6年度三股町就学援助希望者の申請を受け付けます

本町では経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に、学校給食費や学用品費などの経費の一部を援助する「就学援助」を行っています。希望する人は、お子さんの在学する(新小学1年生は就学時健康診断を受けた)学校へ申請を行ってください。なお、学校から配付される「希望調査書」は希望しない人も全員提出してください。

■就学援助を受けることができる人 =

生活保護受給者に準ずる程度に困窮しており、町就学援助規則第2条に該当する保護者。

※認定基準を満たしていても、所得状況、就労状況、家賃額、自動車残価などによっては支給対象とならない場合があります。

■就学援助の内容 =

- ①学用品費・通学用品費
- ②新入学児童生徒学用品費・通学用品費 (年度当初に認定された新小学・新中学1年生のみ)
- ③校外活動費 ④修学旅行費
- ⑤学校給食費 ⑥医療費
- ⑦日本スポーツ振興センター災害共済掛金
- ※いずれも別に定める限度額の範囲内で援助します。

■申請方法 =

- ・各学校に用意してある「就学援助費受給申請書」に必要事項を記入し、必要 書類を添えて、お子さんの在学する(新小学1年生は就学時健康診断を受け た)学校に提出してください。
- ・申請書は、学校ごとに1枚必要です。
- ・現在受給中の人も毎年申請が必要です。

■「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給 =

来年度、新小学1年生または新中学1年生になるお子さんの保護者に対して、「■就学援助の内容」のうち、入学前に「新入学児童生徒学用品費」を支給します。希望する人は、お子さんの在学する(新小学1年生は就学時健康診断を受けた)学校へ申請書を取りに行き、提出してください。

- ※入学前支給を申し込むことができる人は、次の要件を全て満たす人です。
- ①「就学援助を受けることができる人」に該当すること
- ②申請する時点で町内に住んでいる人

③お子さんが町立の小・中学校または国・県が設置する小・中学校に入学予定の人 ※令和6年3月31日以前に町外へ転出する場合や、世帯の状況が変わって就 学援助の要件に該当しなくなった場合は対象となりません。また、入学前支 給を受けた後で、町外へ転出した場合は、転出先自治体へ「新入学児童生 徒学用品費」の支給を行ったことを通知します。

■提出期限 =

•新小学1年生

11月17日(金)までに就学時健康診断を受けた学校へ提出してください。申請書は、就学時健康診断を受けた学校へ各自取りに行ってください。

・新小学2年生~新中学3年生 お子さんが在学する学校にお問い合わせください。就学援助希望調査で、 "希望します"と回答した人には在学する小・中学校(新中学 1 年生は在学する 小学校)を通して申請書を配付します。

■認定審査の方法 =

提出された申請書などにより、学校長と民生委員・児童委員などの意見を参考にしながら町教育委員会で審査して認定します。

■審査結果のお知らせ =

「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を希望した申請者には2月上旬ごろ、 その他の申請者には4月中旬ごろまでにお知らせします。

- ■町内在住で、町外の小・中学校へ在学もしくは就学予定の人 =
 - ・4月から町外の中学校へ就学予定 町内小学校在学の場合は、在学している学校で申請を行ってください。
 - ・すでに町外の小・中学校へ在学している 町教育委員会へ申請書を取りに行き、提出してください。なお、町外の学校 に就学する場合は、「■就学援助の内容」について、一部は学校所在地の市町 村での支給対象となりますので、学校または学校を所管する教育委員会へお 問い合わせください。

★お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 学校教育係(町中央公民館内) **☎**:52-9314(直通)にお願いします。



◆11月は児童虐待防止推進月間です

~あなたしか 気づいてないかも そのサイン~

令和4年度中に、全国 232 か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した 件数は、21万9,170件(速報値)で、過去最多となりました。集計を始めた平成2 年度から増加の一途をたどっています。

住民の皆さんや関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まっている現れではないでしょうか。

※相談対応件数とは、令和4年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置などを行った件数です。

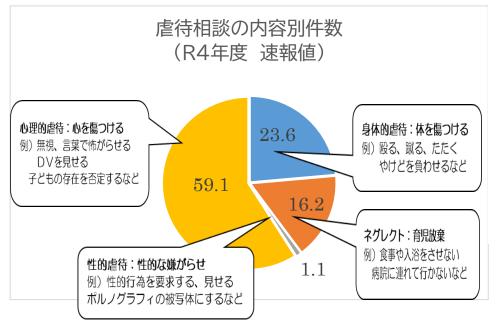


■主な増加要因

児童虐待相談件数が増加した主な理由については、次のことが挙げられます

- ・心理的虐待に係る相談対応件数の増加
- (令和3年度 12万4,724件 → 令和4年度 12万9,484件)
- ・警察などからの通告の増加
 - (令和3年度 10万3,104件 → 令和4年度 11万2,965件)

■児童虐待の内容別割合について



虐待相談の内容別では、「心理的虐待」が 59.1% を占めており、次いで「身体的虐待」が 23.6%を占めています。心理的虐待の割合は、令和3年度とほぼ変化はありません。

■保護者が「しつけ」として体罰を加えることは法律で禁止されています

子どもが思ったとおりに行動してくれず、保護者が「子どものしつけのためだから仕方ない」として叩いたり、怒鳴りつけたり、罰を与えたりすることは、児童福祉法等の改正法によって許されないものであると法定化され、令和2年 4 月から施行されています。

体罰や暴言によって子どもの行動が変わったとしても、それは体罰や大人への 恐怖心などによって一時的に行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではあ りません。体罰や暴言は子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達な どにも悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。全ての子どもは、健やかに成 長・発達することが権利として保障されており、体罰は子どもの権利を侵害します。

■子育て支援サービス、相談窓口を活用しましょう

子育ては、いろいろな工夫をしてもうまくいかないこともあります。そのようなときは、子育ての相談窓口、町や NPO が行っているさまざまな支援、サービスの利用を検討するのも一つです。

勇気をもって SOS をだすことで、不安や悩みが軽減することもあります。

■地域で子育て家庭をあたたかく見守りましょう。

子育て家庭の様子を気にかけ、異変にいち早く気づくことが虐待の防止にも繋がり、周囲のさりげない関わりが、親子の心の支えにもなります。

子育てに悩む親の相談相手になったり、孤立させないように声かけや手伝いをするなど周囲が手を差し伸べてあげることも大切です。

■心配になる子どもがいる、気になる家庭があるときは相談、通告をしましょう。 虐待の通告は、法律により国民の義務と定められています。相談、通告をする ことは子どもを虐待から守り、保護者を救うことにもつながります。

通告した人の秘密は守られ、また匿名での通告もできます。虐待かどうか判断 に迷うようなときも、専門の機関が慎重に調査をし、判断をしますのでためらわず に相談してください。

【相談窓口】~相談・児童虐待の通告はこちらまで~

- ○児童相談所 全国共通ダイヤル 189(いちはやく)
- ○都城児童相談所 22-4294
- ○福祉課 児童福祉係 52-9060(直通) ・ 36-4011(直通)
- ★お問い合わせは、福祉課 児童福祉係 **☎**:36-4011(直通) にお願いします。

◆令和5年秋季全国火災予防運動を実施します

全国統一防火標語

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防の取り組みをより一層普及することで火災の発生を防止し、高齢者を中心とする被害の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことが目的です。火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を設置、点検しましょう。

なお、初日の11月9日は、防火意識を高めることや119番通報への知識と理解 を深める「119番の日」です。

- ■実施期間 = 11月9日(木)~15日(水)
- ★お問い合わせは、都城市消防局 予防課 ☎:22-8884 にお願いします。



◆家庭用パソコンの宅配便回収サービスの価格が変わります

町では、令和3年7月から小型家電リサイクル法の認定事業者・リネットジャパンリサイクル(株)と協定を結び、宅配便を利用したパソコンの回収サービスを行っています。12月1日申し込み分から料金が改定されますのでお知らせします。

項目	現行価格(税込み)	新価格(税込み) 12月1日以降
回収料金 ※パソコンを 含む場合	1箱目 無料 ※2箱目以降は 1,650 円/箱	1箱目 無料 ※2箱目以降は 1,760 円/箱
回収料金 ※パソコンを 含まない場合	1箱 1,650円	1箱 1,760円

★お問い合わせは、

- ・リネットジャパンリサイクル(株) ☎:052-589-2295
- ・環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) **☎**:52-9082(直通) にお願いします。

◆全国瞬時警報システム(Jアラート)の 全国一斉情報伝達試験(第3回)を実施します

国が実施する全国瞬時警報システム【通称:J アラート】の全国一斉情報伝達訓練(第3回)に合わせて、本町でも情報伝達試験を実施します。

町内各所に設置している防災行政用無線のスピーカーから、次の日程で音声が一斉に流れます。ご理解とご協力をお願いします。

- ■日 時 = 11月15日(水) 午前11時ごろ
- ■試験方法 = 防災行政無線(広報塔)を使用します。
- ■放送内容 = 上りチャイム(1回鳴らします)⇒「これは、Jアラートの テストです。」(3回鳴らします)⇒下りチャイム(1回鳴ら します)
- ※全国瞬時警報システム「Jアラート」は、国が人工衛星を使い、町の防災行政無線を直接起動させて、緊急事態の情報をお知らせするシステムです。
- ※災害発生や気象状況によっては、情報伝達試験を中止する場合があります。 中止する場合は、町公式サイトなどでお知らせします。
- ★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口) ☎:52-1110(直通)にお願いします。



◆上手な洗濯のコツが学べる無料セミナーを開催します

クリーニング知識の向上、上手な洗濯方法の習得、衣替えの季節における衣 類事故の防止などを目的としたセミナーです。繊維の分類や特徴・染色と加工、 品質表示の見方、商業洗濯の種類、クリーニング事故などを学び、生活に役立 てませんか?参加費は無料です。

- ■テーマ = 「クリーニングの知識で上手に洗濯! ~家庭洗濯と商業洗濯の違いは?~」
- ■日 時 = 11月26日(日)午前10時~正午
- ■講 師 = 向井 泰仁(宮崎県クリーニング生活衛生同業組合)
- ■場 所 = 町総合福祉センター 元気の杜 三股町大字樺山3384-2
- ■定 員 = 20人 ※事前予約制
- ■その他 = 参加者にはエコバッグやペン、スマホクリーナーなどのプレゼントが あります。

タオルを使った 洗濯実験も行います♪ 気軽にご参加ください。



★お申し込み・お問い合わせは、 町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999にお願いします。

◆12月3日(日)に町内一斉清掃を実施します

快適な生活環境と美しいまちづくりのために、家庭周辺の清掃を各自治 公民館や各支部、各種団体などで実施してください。

町内一斉清掃日:12月3日(日)

【12月は町内のごみ拾い推進月間です】

雑草の少ない12月の町内一斉清掃で、公園・広場や道路など町内のごみを拾いましょう。

- ・環境美化に努め、「花と緑と水のまち」を推進します。
- ・ごみを拾う習慣と、ごみのポイ捨てをさせないまちをつくりましょう。
- ■搬入場所 = 町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)
- ■搬入時間 = 午前7時~9時
- ※<u>時間厳守でお願いします</u>。ただし、やむを得ず時間に間に合わなくなった場合は、町最終処分場までご連絡ください。
- ★町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)☎:52-5424
- ■搬入できるごみ =
- ・清掃による不燃物
- ※分別して、直接搬入してください。(町役場での回収は行いません)
- ※処分場内では係員の指示に従ってください。
- ※草、剪定くず、側溝の泥や火山灰を持ち込む場合は、袋に入れずに 持ち込むか、処分場で袋から出してください。
- ★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階④番窓口) **☎**:52-9082(直通)にお願いします。

◆南九州大学市民講座「エバーグリーンセミナー」を開催します

この講座は、都城北諸県圏域の地域振興を図るため、三股町・都城市・ 南九州大学と協働で行う講座です。三股町・都城市・曽於市・志布志市に お住いの人を対象に無料で開催します。

■日 時 = 12月16日(土) 午後1時~5時10分

■場 所 = 南九州大学 都城キャンパス

■内 容 = 「身近な自然から学ぶ〜宮崎の昆虫と生き物の折り紙〜」と 「花や緑のある暮らし〜身近な植物を使ったミニクリスマス ツリーつくり〜」についてのセミナー

■対 象 = 三股町、都城市、曽於市、志布志市在住(小学3年生以上の人)

■定 員 = 40 人 ※先着順

■申し込み = はがきに、件名「エバーグリーンセミナー申し込み」と記載のうえ、 郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、生年月日(西暦)、電話番号を 記入し、11月24日(金)までに南九州大学に送付してください。 送付先:〒885-0035 立野町3764番地1



★お問い合わせは、南九州大学 ☎:21-2111 にお願いします。

◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

■事業内容=

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、町コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

■補助対象者 =

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

■支援内容=

町コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊 交付します。(120回分)

■申請方法 =

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者 運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して 提出してください。

町コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走って います。ぜひご利用ください♪



総務課 行政係(2階 ②番窓口) **☎**:52-1112(直通) にお願いします。

◆イヌやネコはルールを守って飼いましょう

最近、イヌやネコなどのペットのふんや無駄吠えなどに関する苦情や相談が増えています。ペットを飼うときには、飼い主としての責任を自覚して、同じ地域で暮らす皆さんの迷惑にならないように、ルールを守って飼いましょう。

≪イヌの飼い主の皆さんへ≫

イヌのふんは飼い主の責任で持ち帰りましょう!



道路や公園などに イヌのふんを放置することは 禁止です。

道路や公園などにそのまま放置されているイヌのふんがあると大変迷惑で、不 快な思いをする人がいます。また、イヌのふんは寄生虫の卵や、さまざまなばい菌 を持っていることがあり、とても不衛生です。

- ○運動や散歩のときは、ふんを持ち帰るために、ビニール袋、スコップ、トイレットペーパーなどを持ち歩きましょう。
- ○イヌ小屋とその周りは常に清掃しておきましょう。
- ※夜中や早朝など、リードをつけず散歩する人が増えています。また、自宅の庭で 対策をせずに放し飼いをしている人もいます。イヌを放す行為は、周囲の人にと ってもイヌにとっても非常に危険です。飼い主として、愛犬家として絶対にやめま しょう。

≪ネコの飼い方のお願い≫

①ネコは室内で飼うように努めましょう!



②飼いネコには首輪・名札を付けましょう!



- ☆ 屋外は、病気の感染や 交通事故などの危険がいっぱい!
- ** よその家の庭でふんをしたり、 花壇を荒らしたり、車の上に乗って傷を付けたり… ご近所の迷惑にもなります!



「かわいそうだから」と野良ネコに餌を与えるだけで、その後の管理をしない のは無責任な行為です。結果的に近所に迷惑をかけたり、交通事故、病気や 虐待などで死亡する不幸なネコを増やしてしまうことになります。

飼い主は、人と動物が良い関係で暮らしていけるように、飼育する動物 が人に危害を与えたり、近隣に迷惑を掛けたりすることがないよう責任 を持って飼いましょう。

★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口) **☎**:52-9082(直通) にお願いします。

◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」、「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	11月16日(木)
時 間	午後1時30分~3時30分
場所	都城保健所(都城市上川東3-14-3)
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要と思われる人。 ご家族や関係者からの相談もお受けします。
相談内容	(1)ひきこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなどに 関すること (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健 一般に関すること (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関すること
予約制 相談体制 ※1日の相談枠は3枠まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)へご相談くだ	
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、 都城保健所 健康づくり課 ☎:23-4504 にお願いします。



◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、毎月第4木曜日に「成年後見制度の概要や利用方法」 に関する相談を受け付けています(祝日の場合は、翌日に実施します)。

また、電話での相談も受け付けていますので、気軽にご相談ください。

- ■相 談 日 = 11月24日(金)
- ■時 間 = 午後1時~4時
- ■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」
- ■申し込み方法 = 相談は予約制です。

人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で 直接申し込んでください。

なお、法律など専門知識が必要な相談内容の場合は、 他の相談窓口の紹介も行っています。

「成年後見制度」とは?

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結や、遺産分割の協議などをすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

★お申し込み・お問い合わせは、 町社会福祉協議会

☎:52-1246 にお願いします。



◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期日	11月18日(土) 毎月第3土曜日		
時間	開 院:午後1時~3時ごろ ※受け付けは午後3時までにお願いします。		
場所	町立図書館 多目的ルーム		
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します。 (※一部、材料費などが掛かることがあります。) ただし、破損がひどい物や欠品がある物は、修理できな 合があります。現物を見て判断しますので、ご了承くださ ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター 製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物(浮輪・ボ など)は修理対象外です。		

使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。

使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品 を取ることができますので、おもちゃを修理するため に、ご協力をお願いします♪



★お問い合わせは、

代表:横山健一 ☎:51-0241 または、

増田親忠 携帯:090-1926-8783 にお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相談日=

毎週月曜·水曜·金曜

※祝日は除く

- ■時 間 = 午前9時~午後5時
- ■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」
- ★お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎:52-1246 にお願いします。



◆全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です

宮崎地方法務局と宮崎県人権擁護委員連合会では、女性の人権問題専用の相談電話「女性の人権ホットライン」を設置して、平日の午前8時30分から午後5時15分まで、女性の人権相談に応じています。

強化週間中は、平日の相談時間を延長し、土曜・日曜・祝日にも相談に応じますので、気軽にご相談ください。

- ■強化週間 =11月15日(水)~11月21日(火)
- ■相談受付時間 =

平 日:午前8時30分~午後7時

土曜·日曜·祝日: 午前10時~午後5時

- ■相談対応者 =法務局職員、人権擁護委員
- ■女性の人権ホットライン専用電話 = 0570-070-810
- ★お問い合わせは、

宮崎地方法務局 ☎:0985-22-5124 にお願いします。